

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人単位資金収支計算書

（自）平成29年4月1日 （至）平成30年3月31日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収入	保育事業収入	138,600,000	137,861,867	738,133		
	受取利息配当金収入	81,000	69,465	11,535		
	その他の収入	3,050,000	2,925,340	124,660		
	事業活動収入計（1）	141,731,000	140,856,672	874,328		
事業活動による支出	人件費支出	121,400,000	120,903,276	496,724		
	事業費支出	13,660,000	13,331,367	328,633		
	事務費支出	9,481,000	9,199,811	281,189		
	支払利息支出	270,000	260,250	9,750		
	事業活動支出計（2）	144,811,000	143,694,704	1,116,296		
事業活動資金収支差額（3）=（1）-（2）		-3,080,000	-2,838,032	-241,968		
施設整備等による収入	施設整備等補助金収入	0	0	0		
	設備資金借入金収入	0	0	0		
	その他の施設整備等による収入	0	0	0		
	施設整備等収入計（4）	0	0	0		
施設整備等による支出	設備資金借入金元金償還支出	1,600,000	1,550,000	50,000		
	固定資産取得支出	300,000	291,600	8,400		
	施設整備等支出計（5）	1,900,000	1,841,600	58,400		
施設整備等資金収支差額（6）=（4）-（5）		-1,900,000	-1,841,600	-58,400		
その他の活動による収入	積立資産取崩収入	7,000,000	7,000,000	0		
	その他の活動収入計（7）	7,000,000	7,000,000	0		
	その他の活動による支出	積立資産支出	2,100,000	2,003,302	96,698	
		その他の活動支出計（8）	2,100,000	2,003,302	96,698	
その他の活動資金収支差額（9）=（7）-（8）		4,900,000	4,996,698	-96,698		
予備費支出（10）		0	0	0		
当期資金収支差額合計（11）=（3）+（6）+（9）-（10）		-80,000	317,066	-397,066		
前期末支払資金残高（12）		11,122,386	11,011,201	111,185		
当期末支払資金残高（11）+（12）		11,042,386	11,328,267	-285,881		

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）  
法人単位事業活動計算書

（自）平成29年4月1日 （至）平成30年3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
I サービス活動増減の部	収益 保育事業収益	137,861,867	138,643,178	-781,311
	収益 サービス活動収益計(1)	137,861,867	138,643,178	-781,311
	費用 人件費	120,903,276	109,864,950	11,038,326
	費用 事業費	13,331,367	13,309,323	22,044
	費用 事務費	9,199,811	8,601,565	598,246
	費用 減価償却費	6,655,726	6,631,768	23,958
	費用 国庫補助金等特別積立金取崩額	-4,966,885	-4,906,828	-60,057
	サービス活動費用計(2)	145,123,295	133,500,778	11,622,517
	サービス活動増減差額(3) = (1) - (2)	-7,261,428	5,142,400	-12,403,828
L サービス活動外増減の部	収益 受取利息配当金収益	69,465	46,812	22,653
	収益 その他のサービス活動外収益	2,925,340	3,535,840	-610,500
	収益 サービス活動外収益計(4)	2,994,805	3,582,652	-587,847
	費用 支払利息	260,250	283,500	-23,250
	費用 その他のサービス活動外費用	0	0	0
	費用 サービス活動外費用計(5)	260,250	283,500	-23,250
	サービス活動外増減差額(6) = (4) - (5)	2,734,555	3,299,152	-564,597
	経常増減差額(7) = (3) + (6)	-4,526,873	8,441,552	-12,968,425
特別増減の部	収益 施設整備等補助金収益	0	374,000	-374,000
	収益 特別収益計(8)	0	374,000	-374,000
	費用 固定資産売却損・処分損	1	0	1
	費用 国庫補助金等特別積立金積立額	149,460	374,000	-224,540
	費用 特別費用計(9)	149,461	374,000	-224,539
	特別増減差額(10) = (8) - (9)	-149,461	0	-149,461
	当期活動増減差額(11) = (7) + (10)	-4,676,334	8,441,552	-13,117,886
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	8,099,532	8,165,657	-66,125
	当期末繰越活動増減差額(13) = (11) + (12)	3,423,198	16,607,209	-13,184,011
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	7,000,000	0	7,000,000
	その他の積立金積立額(16)	2,003,302	8,507,677	-6,504,375
	次期繰越活動増減差額(17) = (13) + (14) + (15) - (16)	8,419,896	8,099,532	320,364

法人単位貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	15,409,002	13,007,086	2,401,916	流動負債	5,630,735	3,545,885	2,084,850
現金預金	14,769,702	11,350,514	3,419,188	事業未払金	3,050,550	1,725,884	1,324,666
事業未収金	577,371	458,930	118,441	1年以内返済予定設備資金借入金	1,550,000	1,550,000	0
未収補助金	0	1,061,400	-1,061,400	職員預り金	1,030,185	270,001	760,184
前払費用	61,929	136,242	-74,313				
固定資産	257,572,665	268,933,490	-11,360,825	固定負債	14,250,000	15,800,000	-1,550,000
基本財産	171,163,917	175,997,611	-4,833,694	設備資金借入金	14,250,000	15,800,000	-1,550,000
土地	67,406,440	67,406,440	0	負債の部合計	19,880,735	19,345,885	534,850
建物	103,757,477	108,591,171	-4,833,694				
その他の固定資産	86,408,748	92,935,879	-6,527,131	純資産の部			
建物	37,088	101,438	-64,350	基本金	74,098,070	74,098,070	0
構築物	2,276,182	3,324,136	-1,047,954	国庫補助金等特別積立金	89,035,945	93,853,370	-4,817,425
器具及び備品	2,548,457	2,966,586	-418,129	その他の積立金	81,547,021	86,543,719	-4,996,698
人件費積立資産	47,047,021	52,043,719	-4,996,698	人件費積立資産	47,047,021	52,043,719	-4,996,698
修繕費積立資産	15,500,000	15,500,000	0	修繕費積立資産	15,500,000	15,500,000	0
備品等購入積立資産	14,000,000	14,000,000	0	備品等購入積立資産	14,000,000	14,000,000	0
保育所施設・設備整備積立資産	5,000,000	5,000,000	0	保育所施設・設備整備積立資産	5,000,000	5,000,000	0
				次期繰越活動増減差額	8,419,896	8,099,532	320,364
				(うち当期活動増減差額)	-4,676,334	8,441,552	-13,117,886
資産の部合計	272,981,667	281,940,576	-8,958,909	純資産の部合計	253,100,932	262,594,691	-9,493,759
				負債及び純資産の部合計	272,981,667	281,940,576	-8,958,909

社会福祉法人 麗生会 理事・監事・評議員名簿

2018/4/1

	氏名	住所
理事長	小林 明子	新潟市東区中山
理事	小林 幹尚	新潟市東区中山
理事	小泉 仲之	新潟市東区松和町
理事	庄司 義興	新潟市東区中野山
理事	大澤 順子	新潟市東区中山
理事	阿部 久則	新潟市東区紫竹
監事	丸山 隆	新潟市東区竹尾
監事	大野 英子	新潟市東区中山
評議員	高松 正治	新潟市東区竹尾
評議員	大川 彰	新潟市中央区女池西
評議員	田村 肇	新潟市東区上木戸
評議員	五十嵐 倫実	新潟市東区中山
評議員	長谷川 徳昭	新潟市東区中山
評議員	長谷川 仁	新潟市東区竹尾
評議員	川崎 美佐子	新潟市東区中山

社会福祉法人 麗生会  
役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人麗生会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事、評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員と専任・解任委員、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。報酬等と費用とは、明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。費用と報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報 酬)

第3条 役員等は無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員等がその職務の執行にあたる会議に出席するときは、その費用を弁償する。  
ただし、職員役員等は支給しない。

2 費用弁償額は次のとおりとする。

1日 3,000円

(公 表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会・評議員の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。